

特定商取引に関する法律施行令の改正に係る消費者委員会への諮問について

平成 27 年 11 月
消費者庁取引対策課

1. 諮問の趣旨

- 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。）は、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売の 3 類型について、「契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供」はクーリング・オフの適用除外としている（特商法第 26 条第 3 項第 2 号）。
- 政令で定める具体的な役務として、特定商取引法に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号。以下「特商法施行令」という。）第 6 条の 3 第 1 号において、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「電事法」という。）に規定する一般電気事業¹及び特定電気事業²が適用除外の対象とされている。これは、日常生活において必要不可欠な電気の供給に関して、供給を受ける消費者の利益が害されることがないように、特商法上、事業者のクーリング・オフ回避に伴う履行遅延のリスクを回避する必要から定められたものである。
- 同時に、電事法においては、同様に供給を受ける者の利益を害することがないように、一般電気事業や特定電気事業に該当する役務の提供に供給義務が課されている。
- 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号。以下「平成 26 年改正法」という。）第 1 条による改正により（以下、この平成 26 年改正法による改正後の電事法を「新電事法」という。）、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するに際し、事業類型を変更する等の所要の改正が行われることとなる。これに伴い、特商法施行令第 6 条の 3 第 1 号について、所要の改正を行う必要がある。
- 特商法第 64 条第 1 項の規定により、クーリング・オフの適用除外に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会及び消費経済審議会（経済産業省）へ諮問することとなっていることから、今般、消費者委員会への諮問を行う（消費経済審議会への諮問は、別途、経済産業省が行う。）。

¹ 一般の需要に応じ電気を供給する事業のこと。具体的には、東京電力等の地域別の 10 電力会社を指す。

² 特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業のこと。具体的には、六本木ヒルズの電力の大部分を供給している六本木エネルギーサービス株式会社等がこれに該当する。

2. 新電事法と旧法との比較内容

- 新電事法においては、これまでの一般電気事業者や特定電気事業者といった区分を廃止し、事業類型を変更する所要の改正が行われた。具体的には、発電されてから需要家に供給されるまでを区分して規定することとしている。
- 電気の小売業への参入の全面自由化によって、従前と異なり、小売電気事業者は一般的には供給義務を課されるものではなくなるが、消費者が電気の供給を一切受けられないという状況は避ける必要があることから、一般送配電事業者は、最終保障供給や離島供給として行われる電気の供給を「拒んではならない」と規定されている（供給義務）（新電事法第 17 条第 3 項）。

3. 新電事法における特商法のクーリング・オフの対象範囲について

- 新電事法の施行後、消費者は電気の供給契約を締結する相手方を自由に選択できるようになり、一般送配電事業者による最終保障供給や離島供給が担保されていることから、小売電気事業者が訪問販売等で消費者と電気の供給契約を締結した場合は、クーリング・オフの対象とすることが消費者の利益の保護に資するものと考えられる。
- 一方、新電事法における一般送配電事業者の最終保障供給や離島供給については、消費者にとって供給されないと生活に支障を来す電気の供給であり、特商法第 26 条第 3 項第 2 号の「契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害する」ものに該当すると考えられる。
- よって、上記最終保障供給及び離島供給によって提供される役務について、クーリング・オフ規定の適用除外となるように特商法施行令の改正を行うことが適当であると考えるところ、消費者委員会に意見を伺いたい。
- あわせて、平成 26 年改正法附則において経過措置として規定される、
 みなし小売電気事業者（平成 26 年改正法附則第 2 条第 2 項）による特定小売供給（平成 26 年改正法附則第 16 条第 1 項柱書）
 みなし登録特定送配電事業者（平成 26 年改正法附則第 4 条第 2 項）による特別小売供給（平成 26 年改正法附則第 23 条第 1 項）
についても、それぞれ従前の「一般電気事業者」又は「特定電気事業者」に対応する者らが改正前の電事法と同様に供給することが義務とされており、消費者にとって供給をされないと生活に支障を来す電気の供給であることから、これらの役務の提供についてもクーリング・オフ規定の適用除外として規定することが適当であると考えるところ、消費者委員会に意見を伺いたい。

(注) 新電事法に規定する役務について、上記のとおり特商法のクーリング・オフの適用除外の範囲を定める場合の新旧対照表については別紙 1 参照。

以上

別紙1

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六条の三 法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。</p> <p>一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第八号イ又はロに規定する役務の提供</u></p> <p>二～四（略）</p> <p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供は、第六条の三に規定するもののほか、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）<u>附則第十六条第一項に規定する特定小売供給及び同法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給とする。</u></p>	<p>第六条の三 法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。</p> <p>一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第一号又は第五号に規定する役務の提供</u></p> <p>二～四（略）</p> <p>附則</p> <p>1・2（略） （新設）</p>

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）

（適用除外）

第二十六条

3 第九条及び第二十四条の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一 略

二 契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第二十六条第一項第八号二、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号若しくは第六項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）

第六条の三 法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号又は第五号に規定する役務の提供

二～四 略

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）による改正後の
電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。
- 二 小売電気事業 小売供給を行う事業（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。
- 三 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて次条の登録を受けた者をいう。

四～七 略

八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

イ その供給区域（離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。口及び第二十一条第三項第一号において単に「離島」という。）を除く。）における一般の需要（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者（第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。）から小売供給を受けているものを除く。口において同じ。）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（次項第二号、第十七条及び第二十条において「最終保障供給」という。）

ロ その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の需要に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「離島供給」という。）

九 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者をいう。

十 送電事業 自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業（一般送配電事業に該当する部分を除く。）であつて、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一 送電事業者 送電事業を営むことについて第二十七条の四の許可を

受けた者をいう。

十二 特定送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業若しくは一般送配電事業を営む他の者にその小売電気事業若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいう。

十三 特定送配電事業者 特定送配電事業を営むことについて第二十七条の十三第一項の規定による届出をした者をいう。

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五 発電事業者 発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者をいう。

十六～十八 略

(託送供給義務等) (特定供給)

第十七条 略

2 略

3 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給及び離島供給を拒んではならない。

4 略

5 一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の最終保障供給若しくは離島供給の業務の方法又は当該一般送配電事業者が行う最終保障供給若しくは離島供給に係る料金その他の供給条件についての最終保障供給又は離島供給の相手方(当該一般送配電事業者から最終保障供給又は離島供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。)からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(小売供給の登録)

第二十七条の十五 特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により小売供給を行おうとするときは、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

附則(抄)

(小売電気事業の登録等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気事業法(以

下「旧電気事業法」という。) 第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者 (以下「旧一般電気事業者」という。) は、この法律の施行の日に小売電気事業(略)及び一般送配電事業(略)についてそれぞれ新電気事業法第二条の二の登録及び新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなし、旧一般電気事業者であって新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業(略)について新電気事業法第二十七条の二十七第一項の届出をしたものとみなす。(略)

- 2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし小売電気事業者」という。)は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている特定電気事業者 (以下「旧特定電気事業者」という。)は、施行日に特定送配電事業(略)について新電気事業法第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、小売供給(略)を行うことについて新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなし、旧特定電気事業者であって新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業について同項の届出をしたものとみなす。(略)

- 2 前項の規定により新電気事業法第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし登録特定送配電事業者」という。)は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二十七条の十六第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(みなし小売電気事業者の供給義務等)

第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域(離島(略)を除く。)における一般の需要(略)であって次に掲げるもの以外のもの(略)に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(略)を拒んではならない。

- 一 当該みなし小売電気事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けているもの
- イ 当該みなし小売電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

ロ この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第十二項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件（略）であって附則第十九条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

二 当該みなし小売電気事業者以外の者から小売供給を受けているもの

（みなし登録特定送配電事業者の供給義務等）

第二十三条 みなし登録特定送配電事業者は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、正当な理由がなければ、当該みなし登録特定送配電事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給地点（略）における需要に応ずる電気の供給（以下「特別小売供給」という。）を拒んではならない。

現行の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般電気事業 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。

二 一般電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

三～四 略

五 特定電気事業 特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業をいう。

六 特定電気事業者 特定電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

七～十六 略

（供給義務等）

第十八条 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における一般の需要（事業開始地点における需要及び特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給を拒んではならない。

2 略

3 特定電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における需要に応

ずる電気の供給を拒んではならない。

4 ~ 7 略

小売参入全面自由化に伴う電気事業類型の見直し

小売参入全面自由化により、「一般電気事業」や「特定電気事業」といった区別がなくなることから、発電事業、一般送配電事業、小売電気事業ごとにそれぞれ必要な規制を課す。

現行制度の例（部分自由化）

一般電気事業者
(10電力)

「一般の需要」への供給を行う。
家庭等の規制部門への供給は、供給義務・地域独占・料金規制（総括原価方式による認可制）

特定電気事業者

特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業をいう。

特定規模電気事業者（新電力）

自由化された大口需要（「特定規模需要」）への供給を行う。

小売参入全面自由化後

【発電事業】

【送配電事業】

【小売電気事業】

【届出制】

【許可制】

【登録制】

発電事業者

一般送配電事業者

小売電気事業者

【届出制】

発電事業者

特定送配電事業者

登録特定送配電事業者

発電事業者

小売電気事業者